## 「ふらっと」会則 (R4 年改訂版)

(名称)

第1条 この会は、「ふらっと」と称する。

(事務所)

第2条 「ふらっと」は、事務所を袋井市方丈3丁目5番地の11

袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」(以下「まちづくりセンター」という。) に置く。

(目的)

- 第3条 「ふらっと」は次の事項を目的とする。
  - (1) 市民活動団体の自主的・主体的で営利を目的としない活動を支援する。
  - (2)情報の交換や研修の機会を通し、協力して地域課題に取り組む。
  - (3) 袋井市が目指す「協働まちづくり」の推進を図る。
  - (4)「まちづくりセンター」 の円滑な管理・運営を行なう。

(事業)

- 第4条 「ふらっと」は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1)情報交換会(定期·臨時)
  - (2) 研修(視察・講座・体験)
  - (3) 先駆的活動(市民ニーズの実現)
  - (4)情報の発信
  - (5) 行政への提言
  - (6) 行政・企業及び各種団体との連携
  - (7)協働事業の支援
  - (8) 「まちづくりセンター」利用者の利便性の向上

(構成)

- 第5条 「ふらっと」は次に掲げるものによって構成する。
  - (1) 袋井市内でNPOまたはボランティア活動をする団体のうち、第3条及び第4条に賛同し、「ふらっと」の委員会で承認された団体。
  - (2) 委員は登録団体から選任する。

(役員)

- 第6条 「ふらっと」は次の役員を置く
  - (1)委員 5名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2. 代表、副代表は委員の中から互選する。
- 3. 役員の任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4. 役員は、再任されることができる。

(会費)

第7条 「ふらっと」の登録団体は、年度会費3,000円とする。

(会議)

- 第8条 「ふらっと」は必要に応じて総会、全体会、委員会を開催する。
- 2. 会議は代表が招集する。

(総会)

- 第9条 総会は全ての登録団体で構成する。
- 2. 総会は次に掲げる事項を協議する。
  - (1)会則の変更
  - (2)役員の承認
  - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (4) その他、「まちづくりセンター」に関して必要と認められる事項
- 3. 総会は登録団体の過半数の出席で成立する。
- 4. 総会の議事は出席者の過半数で決定する。 賛否同数の場合の議決権は議長にある。 (全体会)
- 第10条 全体会は登録団体と必要に応じてその他の団体、個人等によって構成する。
- 2. 全体会は次の目的で開催する。
- (1) 登録団体への情報発信
- (2)登録団体、行政、その他の情報交換

(委員会)

- 第11条 委員会は代表、副代表、委員で構成する。
- 2. 委員会は次の事項を協議する。
- (1) 「まちづくりセンター」の運営に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (3)登録団体の承認
- 3. 委員会は役員と委員の過半数の出席で成立する。
- 4. 委員会の議事は役員と委員の過半数で決定する。 賛否同数の場合の議決権は代表にある。 (事務局)
- **第12条** 事務局を「まちづくりセンター」におき、本会の庶務及び会計はセンター長及びその 団体が行う。

(会計)

- **第13条** 「ふらっと」の会計は会費及びその他収支を持って充てる。
- 2. 「ふらっと」の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3. 「ふらっと」は経理を適切に執行する。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は総会の決定を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、運営会議設立の日から施行する。
- 2 この運営会議の設立当初の役員等は、第6条の規定にかかわらず別に定める。
- 3 平成19年5月26日 改定
- 4 平成20年5月10日 改定
- 5 平成21年5月17日 改定
- 6 平成22年5月15日 改定
- 7 平成23年4月2日 改定
- 8 平成27年4月4日 改定
- 9 令和4年4月23日 改定